那覇市都市計画図

2018年（平成30年）4月時点

この図面は、上記時点における概ねの内容を表示したものです。
詳細及び最新の情報については、那覇市役所 都市みらい部
都市計画課でご確認ください。

那覇広域都市計画道路の変更
（那覇市決定）
3・5・20号　一銀線
総括図
1/10,000

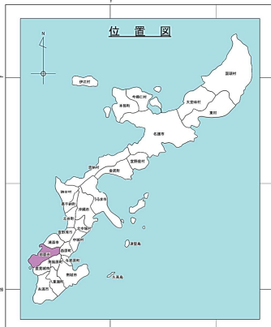

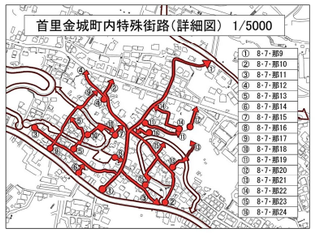

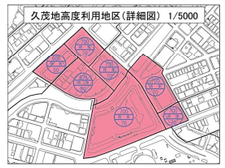

変更箇所

3・5・20号 一銀線
延長=約2,170m　幅員=13.0m
車線数=2

N
W　E
S

那覇港

那覇空港

泡瀬

1:10,000
0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1500

	地区計画等名称	面積(ha)
1	小禄金城地区地区計画	110.5
2	具志宮城地区地区計画	27.8
3	泊地区地区計画	0.9
4	壺川地区地区計画	13.6
5	久茂地地区地区計画	3.9
6	松山地区地区計画	1.9
7	空港南地区地区計画	9.1
8	小禄南地区地区計画	30.7
9	石嶺北翔・福祉地区地区計画	17.8
10	真嘉比古島地区地区計画	106.9
11	那覇新都心地区地区計画	207.7
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1
13	首里石嶺農住地区地区計画	1.8
14	石嶺市営住宅地区地区計画	8.0
15	字栄原市営住宅地区地区計画	7.6
16	農連市場地区防災街区整備地区計画	3.2
17	石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画	0.8
18	大名市営住宅地区地区計画	5.5
19	久茂地牧志地区地区計画	10.9

凡例	摘要
都市施設等	
市町村界	
公園・緑地・墓園	名称の（街）(近)(地)(総)(運)は公園の種別を表し、(緑)は緑地、(墓)は墓園、(市)は那覇市管理 総合の管理する公園地、(無)は都市計画決定されない公園緑地を表す。
学校	
都市計画道路	路線番号（幅員）例 3・4・4.2(17M)
細街路	
市場	
バスターミナル	
モノレールルート及び駅・車庫	
駐車場	
ごみ処理場	
土地区画整理事業	
市街地再開発事業	

凡例 用途地域以外の地域地区等	摘要
高度利用地区	上限は容積率(%) 下段は建ぺい率(%) 中心市街地
防火地域	法定型は都市計画道路端から18m
準防火地域	法定型は都市計画道路端から18m
風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
臨港地区	「那覇市臨港地区内における構築物の規制に関する条例」による規制あり
特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区	「沖縄県文教地区建築条例」、「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり
地区計画	「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
再開発地区計画	
都市景観形成地域	「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり

凡例 用途地域	摘要
第一種低層住居専用地域	建蔽率50% 容積率100%(80%) 北面高度
第二種低層住居専用地域	建蔽率50% 容積率100%(80%) 北面高度
第一種中高層住居専用地域	建蔽率60% 容積率200%(150%) 北面高度
第二種中高層住居専用地域	建蔽率60% 容積率200%(150%) 北面高度
第一種住居地域	建蔽率60% 容積率200%(150%)
第二種住居地域	建蔽率60% 容積率200%(150%)
準住居地域	建蔽率60% 容積率200%(150%)
近隣商業地域	建蔽率80% 容積率200%(150%)
商業地域	建蔽率80% 容積率400%(300%)
準工業地域	建蔽率60% 容積率200%(150%)
工業地域	建蔽率50% 容積率200%(150%)
市街化調整区域	建蔽率50% 容積率200%(150%)

注1) 道路沿いの高度地区について、道路が図示されていない箇所は、対向道路幅、または現況道路幅から25m、又は用途地域内道路で決める。
注2) 容積率の（　）内は、前面道路幅が12m未満の場合に適用されるものである。
注3) 建築基準法第3条に規定する各関係法令の適用は妨げない。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
建てられる用途
建てられない用途

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの													
幼稚園、小学校、中学校、高等学校													
幼保連携型認定こども園													
図書館等													
神社、寺院、教会等													
老人ホーム、福祉ホーム等													
保育所等、公衆浴場、診療所													
老人福祉センター、児童厚生施設等	①	①						①					①…定規模以下のものに限り建築可能
巡査派出所、公衆電話所等													
大学、高等専門学校、専修学校等													②…延床面積が当該用途部分で1,500㎡以下の規模に限り建築可能
病院													
2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等												③	③…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等								④				④	④…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
上記以外の店舗、飲食店等			②	③	③	③					③	③	
事務所等			②	③									
ボーリング場、スケート場、水泳場等					③								⑤…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
ホテル、旅館					③								
自動車教習所					③								⑥…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
床面積の合計が15㎡を超える看板					③								
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場													
勝馬投票券発売所、場外車券売場等						⑤	⑤					⑤	⑦…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
カラオケボックス等													
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の店舗兼事務所			②	③	③								
倉庫業を営む倉庫、自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（一定規模以下の付属車庫を除く）													⑧…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
倉庫業を営まない倉庫			②	③				⑨					
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							⑩						⑨…当該用途部分を含む部分が客席の床面積の合計が150㎡を超えるもの
展示場、料理店、喫茶店、飲食店、カフェ、バー、ナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等で床面積の合計が150㎡を超えるもの													⑩…当該用途部分を含む部分が150㎡以下の場合に限り建築可能
キャバレー、料理店等													
個別許可制限に係るお客溜等													特殊建築物等安全確保及び防犯の観点から建築不可
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの													
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの													
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれのやや多いもの								⑪					
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
自動車修理工場					⑪	⑪	⑪			⑪	⑪		
日刊新聞の印刷所													
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設			②	③									
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設													
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設													
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設													
屠畜所等、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について網羅したものではありません。
詳細は那覇市 まちなみ景観課 建築指導課でご確認ください。

那覇市 都市みらい部 都市計画課　作成